

## 第9編 ダム編

### 第1章 コンクリートダム

#### 第13節 試掘横坑

##### 特仕 1-13-1 一般事項

1. 請負者は、**設計図書**により坑口の位置を決定しなければならない。
2. 請負者は、工事の施工にあたり、監督職員が**指示**する以外の土地を使用する場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

##### 特仕 1-13-2 掘削

1. 請負者は、発破を行ったのちに掘削面のゆるんだ部分を取除くとともに、浮石等の残らないように施工しなければならない。
2. 請負者は、崩れやすい地盤、風化岩部分等に崩壊が発生しないように支保工を使用して掘削作業を進めなければならない。
3. 請負者は、湧水の多い場合には、湧水が坑外に流れ出るように適切な溝を設けなければならない。
4. 請負者は、掘削作業により発生するずりを**設計図書**に従い処理しなければならない。

##### 特仕 1-13-3 木製支保工

1. 支保工材料は皮はぎ生松丸太とし、著しい割れや節が少なく、なるべく真直なものでなければならない。
2. 請負者は、部材の継手（相欠ぎ・切込み等）の接触面をなじみよく施工し、かすがいその他を用い十分定着させなければならない。
3. 請負者は矢板の配列については、可能な限りすき間をあけ、地質観察に支障のないようにしなければならない。

##### 特仕 1-13-4 その他

1. 請負者は、坑口上部の盛土の排水をよくし、できあがった構造物に不当な圧力がかからないようにしなければならない。
2. 請負者は、工事完成後に第3者が横坑内に立入りできないような措置を講じなければならない。
3. 請負者は掘削作業完了後岩盤露出部について、地質観察に支障のないように水洗いを行わなければならない。

## 第2章 フィルダム

### 第4節 試掘横坑

#### 特仕2-4-1 一般事項

試掘横坑については、「特仕」第9編特仕1-13-1一般事項の規定によるものとする。

#### 特仕2-4-2 掘削

掘削の施工にあたっては、「特仕」第9編特仕1-13-2掘削の規定によるものとする。

#### 特仕2-4-3 木製支保工

木製支保工の施工にあたっては、「特仕」第9編特仕1-13-3木製支保工の規定によるものとする。

#### 特仕2-4-4 その他

その他、試掘横坑については、「特仕」第9編特仕1-13-4その他の規定によるものとする。

## 第3章 基礎グラウチング